

総社市小児医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第13号

総社市小児医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市小児医療費給付条例（平成17年総社市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する被保険者等である小児とする。ただし、<u>次に掲げる者を除く。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>(2) <u>総社市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成17年総社市条例第135号）又は総社市心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）に規定する受給資格者のうち、年齢が満12歳に達した日以</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する被保険者等である小児とする。ただし、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者（入院に係る医療費の給付を受ける場合を除く。）</u> （医療費給付の範囲）</p> <p>第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（<u>診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。</u>）のうち、医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用の額（<u>医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額。以下「自己負担額」という。</u>）とする。ただし、受給資格者のうち年齢が満12歳に達した日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者の外来の場合にあつては、自己負担額から総医療費の100分の10に相当する額を控除した額とする。</p>	<p>（医療費給付の範囲）</p> <p>第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用のうち、医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用（<u>医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額</u>）の額とする。ただし、受給資格者のうち年齢が満12歳に達した日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者の<u>医療費は、入院に係る費用に限るものとする。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成30年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。